

平成 23 年 3 月 16 日

農林水産省 総合食料局長 殿

全国米穀販売事業共済協同組合
全国主食集荷協同組合連合会
全国農業協同組合連合会

東北地方太平洋沖地震の発生後における消費地への米供給について（要請）

3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災地である東日本を中心に農協などの米穀保管施設および精米加工施設等に深刻な被害が生じています。

このため、現在、被害状況や原料玄米の出荷施設および精米可能施設の確認をすすめるとともに、原料玄米の産地振替や精米工場の振替・代替製造などの対応により米供給に全力をあげているところです。

しかしながら、運搬に必要な軽油などの燃料確保ができないこと、消費地の精米工場でも被害が生じているうえに、計画停電のため精米製造能力が大幅に低減していることなどにより、被災地だけでなく首都圏など消費地でも円滑な供給に支障が生じております。

については、早急に下記の対策を実施するよう要請しますので、経済産業省など関係省庁・部局にも貴局を通じ要請願います。

記

1. 米運搬に必要なガソリン・軽油などを優先的に手当ですること。
2. 被災地だけでなく米供給に支障が生じている地域については、精米表示にかかる JAS 法運用を緩和すること。
3. 必要に応じ政府が保有する備蓄米を供給すること。

以上